

経年したガラス飛散防止フィルムの
貼替え指針

平成4年5月28日

社団法人 日本保安用品協会

日本ウィンドウフィルム工業会

ガラス飛散防止フィルムの貼替えに関する件

1. 目的

建物の窓ガラスに貼付されたガラス飛散防止フィルムを貼替えるにあたり、必要とされる飛散防止性能を有するか否かを検討するための試験項目、方法、判定基準を定めるものです。

2. ガラス飛散防止フィルムとは

- 1) ここで規定するガラス飛散防止フィルムとは、J I S A 5 7 5 9 に定める第 2 種 のものをさします。
- 2) ガラス飛散防止フィルムには内張り用と外張り用とのふたつがありますが、ここで規定するものは内張り用のフィルムです。
- 3) ガラス飛散防止フィルムの性能とは
ガラスは、地震時に生ずるサッシの変形、物体衝突による衝撃、爆風圧、などによって破壊し飛散・落下します。このような飛散を防止しガラス片を保持しておく目的で使用されるガラス飛散防止フィルムには、ガラスに対する適度な接着力、および基材自体の弾力性が要求されます。

3. ガラス飛散防止フィルムの耐久性について

当フィルムはプラスチックフィルムを基材とし、これに粘着剤が塗布された構造を有し全て有機材料によって構成されています。これらの成分は太陽光線中の紫外線や熱線、あるいは湿度、空気中のオゾンその他によって経時とともに劣化します。

しかし、その劣化の程度は施工された方位や室内・外における環境状態によっても異なるため、一様に耐久性を論じることはできません。

当フィルムのわが国における使用実績は 1 0 数年になりますが、過去の実績及び基材となるプラスチックフィルムの耐久性から判断して一定年限以上経過したものには、十分な飛散防止性能が期待できない場合があると考えられます。

4. 貼替えの時期

- 1) 施工後 1 0 年以上経過したものについては、貼替えをお薦めします。
- 2) 施工後一定年限以上を経過したものについては、項目 5 . 判定方法に記載された内容に従って貼替えの必要性を判断して下さい。

5 . 判定方法

項 目	方 法	判 定
外 観	J I S A 5 7 5 9 (窓ガラス用フィルム) 5・5・2・(2)に準ずる	外観異常はガラス1枚あたりの面積比において15%以下であること
ガラスに対するフィルムの接着力試験	J I S A 5 7 5 9 (窓ガラス用フィルム) 5・4・4に準ずる	J I S A 5 7 5 9を満足すること 但し, フィルム破断のないこと
フィルムの引張試験及び伸び試験	J I S A 5 7 5 9 (窓ガラス用フィルム) 5・4・3に準ずる	J I S A 5 7 5 9を満足すること

注記：

J I S A 5 7 5 9 (窓ガラス用フィルム)には, 建物に使用されている状態でのフィルムの性能評価方法は規定されていません。そのため現場の状況に合わせた判定方法が必要になります。

従って, ここで採用したフィルムの評価方法はJ I S A 5 7 5 9 (窓ガラス用フィルム)と以下の点で異なります。

項 目	詳 細	準ずる方法	J I S A 5 7 5 9
	外 観		
接 着 力	判定場所	現 場	温 度 23 ± 2 相対温度 65 ± 5%
	試験機	プシュプルゲージ	J I S B 7 7 2 1 (引張試験機)に判定する試験機
	引張速度	約300 ± 30mm / 分	300 ± 30mm / 分
引張強度 及び 伸 び	試験片	現場で剥したもの	未使用のもの

以上

